



昭和四年四月二十一日
調査票丙
記入ノ順序ニ於テ記入スルコト

第 〇 號	一般工場調査期間 自昭和四年一月一日 至昭和四年十二月末日	季節作業工場調査期間 自昭和四年 月 日 至昭和四年 月 日	年末現在職工數
-------	-------------------------------------	--------------------------------------	---------

本調査票ハ各該官廳ニ於テ秘密ノ取置ヲ爲ス
本調査票ハ四週提出スルコト
本調査票ハ一月末日迄ニ提出スルコト
昭和 年 月 日提出

工場名		主要事業		備考			
工場所在地							
生産品名		生産額		在庫額(期末現在)			
分類	細目	数量	單位	價額	数量	單位	價額
計							

工業主ノ住所及氏名
支店名
捺印

本調査票ニ記入シ盡スコトヲ得ルトキハ本調査票同一調査票ヲ追加使用スルコト 但シ追加票數ヲ明ニスル爲メノ欄内ニ記入スルコト 總數 葉中第 業

記入注意

- 一 一般事項、調査の期間、工場所在地、主要事業、工業主の住所及氏名又は各該品に捺印欄の記入に付ては調査票内第一欄裏面記入注意参照
- 二 事業開始年月
 - 1 事業継続又は營業組織變更の場合と雖も其の工場の最初の前年度の事業開始の年月を記入すること
 - 2 事業を變更したる場合には本調査票に記入したる主要事業を開始したる年月を記入すること
- 三 年末現在職工數
 - 1 當該工場の十二月末日に於ける職工數ニ工業主又は之と同進關係なき者として職工の作業を爲すものを含めて記入すること

四 生産額

- 1 調査の期間内に實際生産したるもの生産額を工業分類表に依り區別して記入し、更に分類表に依る品名を出來得る限り細別して其の生産額を記入すること 例へば硝子の濃度、機軸の寸度、形式等を異にする場合は之を別品名として細別して記入すること
- 2 自家生産に係るものにして其の工場に於て原料及材料に燃料及動力として使用する場合は其の使用したるものを別品名として自家使用ノ附記すること 例へば棉花を織入して綿布を製造する工場に生産しては其の製造過程に於る棉花は工業分類表に指定しある生産品名別に棉花自家使用として記入し生産額には其の數量及價額を記入すること 尙製品たる綿布にして當該工場の職工の作業を爲すものに自家使用するものは之を記入すること
- 3 東、吹、機、棒、筒等の如き消用の單位に依り成るべくメートル法に依ること
- 4 工業分類表に數量を記せざるものは價額のみを記入すること
- 5 價額は調査期間内に生産したるもの中間階級賣入のものに付ては工場渡し價に依り、未だ販賣せざるものに付ては調査期末の市價に依り合算すること 但し四單位とし數量は切捨すること
- 6 自家生産に係るものにして直に其の工場に於て原料及材料に燃料及動力として使用するものの價額は生産當時の市價に依り之を計算すること
- 7 委託仕事として他の工場に出し當該工場に於ては何等製造、加工又は修理を爲さざる生産品に付ては記入せぬこと

五 在庫額

- 1 他人の委託を受け其の提供に係る物主なる原料及材料として製造、加工又は修理を爲したる場合は之を別品名とし價額の欄に製造又は加工にありては加工費修理にありては修理費を明記したる上其の金額を記入すること
- 2 數量に付ては前項と同じ 但し多數の物件を製造、加工又は修理する場合は如く數量を記入すること
- 3 價額は調査期間中の市價に依り計算すること

工業調査規則 (昭和十四年九月八日
勅令第499號)

第三章 工業調査規則ノ附則

第三條 左ノ各號ノ一該當スル工場ノ工業主ハ前條ノ規定ニ拘ラズ工場毎ニ毎年別記様式第一號ニ依リ調査票丙第一號乃至第三號各四號調査票丙第四號乃至第七號各三號ニ當テ調査票丙第一號乃至第三號シテ作成シタル其ノ工場ノ所在地ノ市町村長ニ調査票丙第四號乃至第七號ハ之ノ別記様式第四號ニ準ジ但シ工場ノ平面圖ハ本則ノ規定ニ基キ既ニ提出シタルモノニ變更ナキ限り之ヲ添付シ名路スルコトヲ得 (各該當工場ハ略ス)

第十二條 工業法ノ適用ヲ受タル事業行フ工場長員或ハ工場主ハ本則ノ適用セズ

昭和四年四月二十二日法律第五十三號 工業調査法 (抄)

第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲ニ必要ナルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ資源調査ノ範圍、方法及ビ其ノ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告者ハ實地申告ヲせず又ハ電話ノ報告者ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 當該官廳若シ官吏又ハ其ノ職ニ在リタル者若シ本則ノ職權執行ニ關シタル個人又ハ法人ノ業務上規定ニ違反シタル又ハ職權シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二年以下ノ罰金ニ處ス當該官廳若シ官吏又ハ吏員第三條ノ職務上ノ前項ノ職權ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タルン者其ノ秘密ヲ洩シ又ハ濫用シタルトキ前項ノ罰ニ同シ